

時事新報

第二千七百七十七號
明治二十一年八月十五日 水曜日
西曆一千八百八十八年

(可認省信通)

(第六號本)

日五十月八年二十二治明

(第二頁定)

時事新報配達方付廣告

本社兼て新報運送配達の備に就ても深く注意し便宜速達を旨として隨時改良に怠り無きも發賣の紙數券から配達區域廣くして不行届の事も多かる可く殊に遠隔の地方に至りては速達の方法は有り乍ら之を利用するに心付かざるもあらざれば新報の速達配達方付一層の便法御心付あらば其方法詳細御報知願度之を實施したる上果して實効を見るに至らば相當の御禮可仕候

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價運送料廣告料ハ左ノ如ク
一 一月前金五十圓 三月前金一百五十圓 六月前金三百圓
○ 一年前金五百圓
○ 時事新報廣告料ハ別紙ニテ運送料ニテハ別紙ニテ定額ノ外ニ一月月二十六日ノ運送料ヲ申付
時事新報廣告料前金

五圓活字ニテ	一行二行	一行三行	一行四行
一行五行	一行六行	一行七行	一行八行
一行九行	一行十行	一行十一行	一行十二行
一行十三行	一行十四行	一行十五行	一行十六行
一行十七行	一行十八行	一行十九行	一行二十行
一行二十一行	一行二十二行	一行二十三行	一行二十四行
一行二十五行	一行二十六行	一行二十七行	一行二十八行
一行二十九行	一行三十行	一行三十一行	一行三十二行
一行三十三行	一行三十四行	一行三五行	一行三十六行
一行三十七行	一行三十八行	一行三十九行	一行四十行
一行四十一行	一行四十二行	一行四十三行	一行四十四行
一行四五行	一行四六行	一行四七行	一行四八行
一行四九行	一行五〇行	一行五一	一行五二
一行五三	一行五四	一行五五	一行五六
一行五七	一行五八	一行五九	一行六〇
一行六一	一行六二	一行六三	一行六四
一行六五	一行六六	一行六七	一行六八
一行六九	一行七〇	一行七一	一行七二
一行七三	一行七四	一行七五	一行七六
一行七八	一行七九	一行八〇	一行八一
一行八三	一行八四	一行八五	一行八六
一行八七	一行八八	一行八九	一行九〇
一行九三	一行九四	一行九五	一行九六
一行九七	一行九八	一行九九	一行一〇〇

時事新報

プーランツェー(前説の續) 在倫敦 露岳生寄
次にプーランツェーの黨友に就て一言せんに平常將軍の爲も盡力する其人の一人をラゲールと云ふ其輪凡そ三十前後にして去る千八百八十五年ラゲール州より撰られて國會議員となり極左黨の一人なれども其職は更に一步を進めて社會主義とも稱す可く職工等の毎々ストライキを起して拘留せられざる場合には氏は常に其職に從事し壯年ながら才幹の名あり加ふるに雄辯するより反對黨の人と雖も恐るゝほどの人物なりと云へり其將軍の爲めに憲法改正の勳を提出して前内閣を倒したるも實は氏の力ありて効ある者なりラゲール氏の次に將軍の頼とするはナポレオンとして氏は從來各種の新聞編輯に從事したり其跡に就て考ふるに持論の共和主義ならざるは明白なまて且つ議院政治を反對するが爲めに今日迄使用したる金銀も少からず而して其金の出所はボナパルト黨に在りて中にもラゲール親王より出さるもの多かる可しと思はるゝハ氏と親王との交際極めて親密なるを以て推測を可し又プーランツェー將軍は實業家たるを以て推測を可し其の爲には一陸年少くも二十萬を費すのみならず將軍自身は平生豪華なる旅館に投宿し近頃は又巴里市外なる「ユニエー」に別邸を構へ之に引移らんと計畫もあらず平常は二頭馬の馬車に乗り、時々政友を會して實を語る其體裁も頗る盛なるものにして此頃ノール州の投票を買ふが爲に費しふる金の多きに其頃の莫大なるは世人の知る所なり又將軍の下に立て事を執る者は實業家からざるも無資力の政治家なるに將軍が尙ほ其之を支へて政治界に奔走するは何れにも其金の出所なる可らず唯其金の源の源政黨中在る可く或は過激黨の將軍を助くる者か此一事分断せられれば我輩は暫

く疑を存して後日に實了所あらんとするなり
將軍がノール州の選挙に於て十八萬の大多數を制したる中の十萬以上は王政黨及びボナパルト黨の投票なりしと明かり尙ほ他の諸州に在りても其投票者は大抵皆右の二黨なりとすれば將軍の人望も凡そ此邊に在るを推測す可し而して温和派共和主義の政治家は一般將軍に反對なれ共殊に巴里其他の市府に在る露生黨は將軍に敵意を挟む最も甚し尙此外に將軍に反對するは巴里其他各市府の職工にして「將軍の監督政治を妨害するの必要あらば我々の不時に六萬の人力を繰り出して抵抗せんと容易なり」と聲言しふるはとなり斯る有様なるが故に將軍の政敵は將軍が巴里の人民に對して一般に其敵心を得ざるの事實を察し得たるもならん現に巴里撰出の國會議員アナトール・ド・ラ・メー氏の如き人心の向背を卜せんが爲め自ら其職を辭し將軍を相手取りて選挙と争はんと思込たりしは將軍は辭して之を受けたりしと
今の國會を解散して新に議員を撰びたらば或はプーランツェー黨が多數を制するともあらんなれども現在の國會にて將軍の股肱と稱し可き黨員は極めて少なく上院中には僅に一名、下院にても二十名を越えざる可しと云ふ去る六月將軍が初めて議院に出席して憲法改正の必要と提出したる時百八十六に對する三百七十七の多數を以て破却せられたりしが其百八十六の投票さへも實は將軍の率ひたる股肱黨の入れ札ならずして帝政王政二黨の外にラゲール氏の過激黨并に社會黨等かの「將軍の名を利用して以て自黨の目的を仕達げんと企てる偶然の結果に外ならず在れども將軍の政治家に欲可らざる一種の技術ある人物にして今日迄我政略は斯くは如しと一定の主義綱領を公にすることなく何時も漠然として捕所な冗説を吐くに妙を得たる者の如し其一例を示さんに當て憲法改正の必要を論じたる演説に
若し予をして撰む所に從はしめなば寧ろ大統領に就て欲すとも佛國政治界の先例として主領者なれば國の政治成立つ可しと思はれず多年の後或は大統領なくして國を治むるを得可しと思はる今日に在りての寧ろ其職を敢て置くと必要ならん
と云ふが如き語氣曖昧にして捕ふるに由なきに却て我輩の感服する所なり將軍は又曰く
予自身の上院の廢棄を欲すれども若し之を全廢して國を治むる者となれば或は思はざる危険なきにあらず寧ろ上院は廢せざる方然る可し唯其任組と普通選挙にするを要す
と云ふが如きも一應の其間宜しけれども左りとて二個の下院と作るの理なり或は予は平和を愛し秩序を尊むと云ひ若くは國家の安全を新ると稱し將た實行す可き法案を賛成すると約し或は規律ある政府を設け可しとして脱くが如き秩序、平和、國家の安全、規律ある政府は帝政、王政、共和、社會の諸黨に論なく孰れも皆希望

の點なるが故に將軍は漠然之を唱へて世人を瞞らす、其術如才なしと云ふ可し (未完)

を爲すものと云ふ
顧着して其
に於て弊害
を醸す程に
養成するも
於ても前年
んとするもの
の誰か一たび
時は大學に
存して身體
なれば禁止
數にして何時
と云ひ其弊
ざるを見れば
るべきと云ふ
外人の北海
て大抵箱根
へ赴くもの
高砂丸にて
しと
鐵倉の海濱
遊浴の地に
に赴くもの
倉なる海濱
來客に接せ
評判を得、
層の浴客を
の好き室々
大抵は前以
自耳英國公
氏、華族阿部
石川縣河北
縣會議員撰
の連署を以
手續に相違
運署を以て
自認議に及
と不服とし
り
樂隊寄宿舎
は從來樂隊
し居りしモ
部の傍に一
せしが來月
といふ
○ 尚逸人宴會
東京鐵道の
なる宴會を
實は當日一
前に無数の
り樂隊の音
を聞きて酒
を全く散會
○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

大藏省告示第四百號
東京第一國立銀行ノ儀明治二十一年九月一日ヲ以テ朝
鮮仁川港ニ支店ヲ設置ス
○ 志願兵家族扶助金支給方針 去月二十七日附を以て
神奈川縣より海軍省へ今般省令第十號を以て海軍下士
卒家族扶助金給與規則御改正相成候處其第一條に志願
に依り出身しる下士卒現役中は扶助金として其家族
へ一箇年に金十圓を給與すとの事右軍に志願に依り
出身とあるは徵兵令第十條及徵兵事務條例第九十五條
に據り志願しる現役兵も包含する儀と心得然るべし
やと伺出でたるに去る二日海軍省より徵兵令及徵兵事
務條例に據り志願しる現役兵は包含せざる儀と心得
べしと指令ありたり(海軍省)

○ 警備山出張員報告 帝國大學より警備山出張員實況視
察のため出張せしめたる理科大學教授關谷清景理科大
學助教池田安より左の報告ありたり(文部省)
小官等去る七月三十一日ヨリ今八日マテ警備山上ニ
宿泊シ破綻ニ關スル諸件ノ研究ニ從事セシ處取調時
ニ付本山下山ス小官等滞在中ハ山中至テ靜穩ナリキ
但時々破綻口ノ境數百尺ノ高處ヨリ崩壞シ土石ヲ
落シ恰モ數多ノ巨石ヲ連發スルカ如キ鳴動ヲ生ス是
レ境壁ノ斷崖絶壁ヲ爲スチ以テ自然ニ墮落スルノ
蒸汽暴發ノ作川ニハアラサルナリ巴ニ去る三日午後
七時三十七分ニ大崩壞アリ轟然四隣ニ震ヒ其響甚盛
ナリ諸新聞ニ警備山新ニ鳴動シ人民恐怖ス云々トア
ラハ蓋シ是等ノ鳴響ヲ云フナラン平

○ 船舶検査 露領海軍港に於て検査規則を設け日本及
支那より來航する露領の船舶を検査するものと公布さ
れたる旨本月十一日午後七時十五分電報在港寺見
貿易事務官より到達せり(外務省)

○ 蘭領東印度總督更迭 去る六月二十日和蘭國皇帝は
蘭領東印度總督オットウ・ワン・レ・ス(Otto Van Rees)
氏の辭職を附於同時にヒナツケル・ホルマイク
(Tyncher Hordyk)氏にして其職を繼がしめたる旨同
月二十六日附を以て在蘭國公使館より通報ありたり
(外務省)

○ 決闘 佛國下院七月十六日の討論に於て議員レヨ
ツ・フレックセルは決闘禁止案を提出し者としてフロ
ツ・ユエー氏と武將軍の決闘を例證とし其弊害を論じて
速に禁止の令を設けんとしるに其議は議場より於て
成立たざりし由就て思ひ起せし事あり獨逸に於ては法律
上眞剣を持って決闘するを禁止學生社會に行はる、決闘
の眞剣なるが故に法に背きしものなるも既に高等法
院に於て斷定せる所あり然るに其法律はあれどもなき
が如く實際何の功とも爲さざるこそ論方なければ申す
は學生が常に決闘することあるも巡査は左の注意と
密に之を止めんと思はずす時々之が爲め出來事
の起りし時々之の事に思ひて探偵を密にすれども學
生の方には又其發覺を防ぐこと甚だ易し元來學生の決
闘は大學のある市中より數英里離れし田舎の離れ家に
て舉行するが通常なるに地方は總べて巡査の數市中の
如く多數ならざれば其關係を窺ふも自由なるが上
、學生は探てより百姓を懼れ置死遊が遠方の道筋に
れどなく見張り番を爲さしめ若し巡査の影の見ゆる時
は早速報知せしむるの用意あり故に偵令へ巡査の來る
ことあるも未だ近傍に達せざる前に百姓の通知と併て
暫らく勝負を中止し武器を偵査者と譲すが故に只
通常の道義會の如く見えて別段奇むべき處あるもな
し而して巡査の立去るを待つて再び武器を取出し勝負

○ 石川縣河北
縣會議員撰
の連署を以
手續に相違
運署を以て
自認議に及
と不服とし
り

○ 樂隊寄宿舎
は從來樂隊
し居りしモ
部の傍に一
せしが來月
といふ

○ 尚逸人宴會
東京鐵道の
なる宴會を
實は當日一
前に無数の
り樂隊の音
を聞きて酒
を全く散會
○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く

○ 塞天製鐵
る塞天は近
にして早く